

先天性股関節脱臼検診

費用一部助成のお知らせ



令和4年4月1日より、那珂川町では、先天性股関節脱臼検診にかかった費用の一部助成が始まりました。

○先天性股関節脱臼とは？



赤ちゃんの足の付け根の関節が外れてしまう病気です（発症はまれですが、1,000人に1～3人の割合で発症します）。早期の発見、治療によって治る病気なので、なるべく生後3～4か月までに先天性股関節脱臼検診を受けるようにしましょう。

○助成金額

1人あたり、6,000円

○手続きに必要なもの

- 申請書（子育て支援課窓口、またはホームページからダウンロードできます）
- 母子手帳（股関節脱臼検診の結果を記入したもの）
- 検診費用のわかる領収書
- 印鑑

◆ 注意事項 ◆

- ・ 必ず医療機関にて、検診結果を母子手帳に記入してもらってください。
- ・ 股関節脱臼検診を受診した日より、1年以内に申請してください。
- ・ 助成する金額以上に費用がかかった場合や、他の検査が必要になった場合は、自己負担となります。



お問合せ・申請窓口

那珂川町役場 子育て支援課

母子保健係（子育て世代包括支援センター）

TEL：0287-92-4085